

資料 2

統計調査の種類と法令の関係条項

指定統計調査

国又は地方公共団体が作成する統計のうち、「指定統計」として総務大臣が指定した重要な統計を作成するために実施されるものをいう。指定統計調査は、平成 15 年 6 月 1 日現在、国が行う 57 調査が実施されている。指定統計調査を行うに当たっては、事前に調査計画について、総務大臣の承認を得なければならない。また、指定統計調査には、申告義務が課せられる。

法令の関係条項

- 指定統計調査に関する規則の制定、総務大臣への協議（統計法第 3 条）
- 指定統計調査の計画の承認（同法第 7 条）
- 申告義務（同法第 5 条）
- 立入調査（同法第 13 条）
- 秘密の保護（同法第 14 条）
- 調査票の目的外使用の禁止（同法第 15 条）
- 虚偽申告等に対する罰則（同法第 19 条）
- 秘密漏洩等に対する罰則（同法第 19 条の 2）

統計報告の徴集（承認統計調査）

国の行政機関が個人や民間事業所を対象に行う統計調査であって、指定統計調査以外のものをいう。報告者負担を軽減するため、実施に当たっては総務大臣の承認が必要とされている。

法令の関係条項

- 統計報告の徴集の承認（統計報告調整法第 4 条）
- 調査中止時の届出、計画変更時の承認（同法第 8 条）
- 秘密の保護（統計法第 14 条）
- 調査票の目的外使用の禁止（同法第 15 条の 2）

届出統計調査

指定統計調査及び統計報告の徴集以外の国、地方公共団体、日本銀行及び日本商工会議所が行う統計調査をいう。実施に当たっては事前に総務大臣への届出が必要とされている（国が行う届出統計調査は、地方公共団体を対象とするものが中心である。）

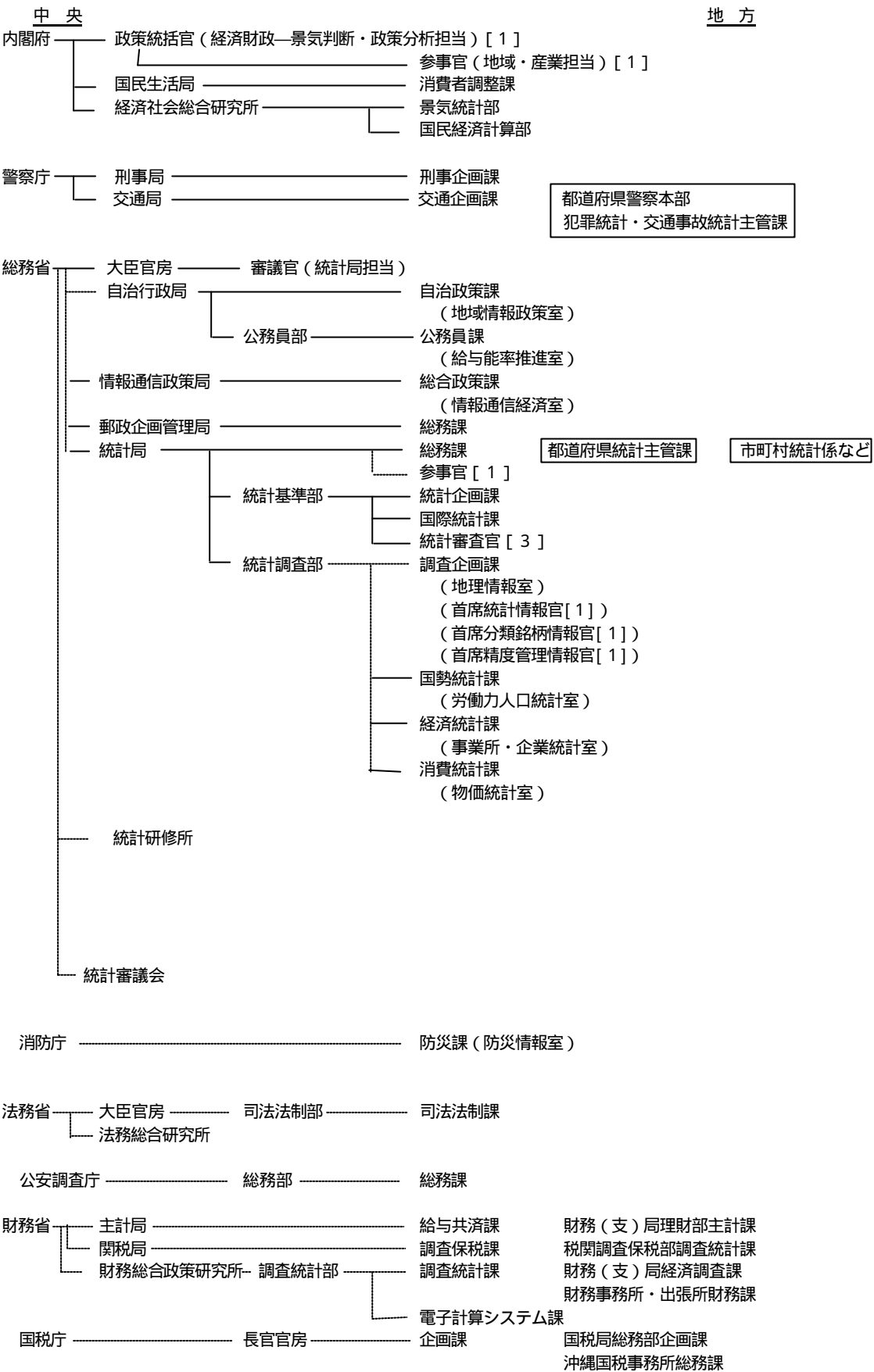
法令の関係条項

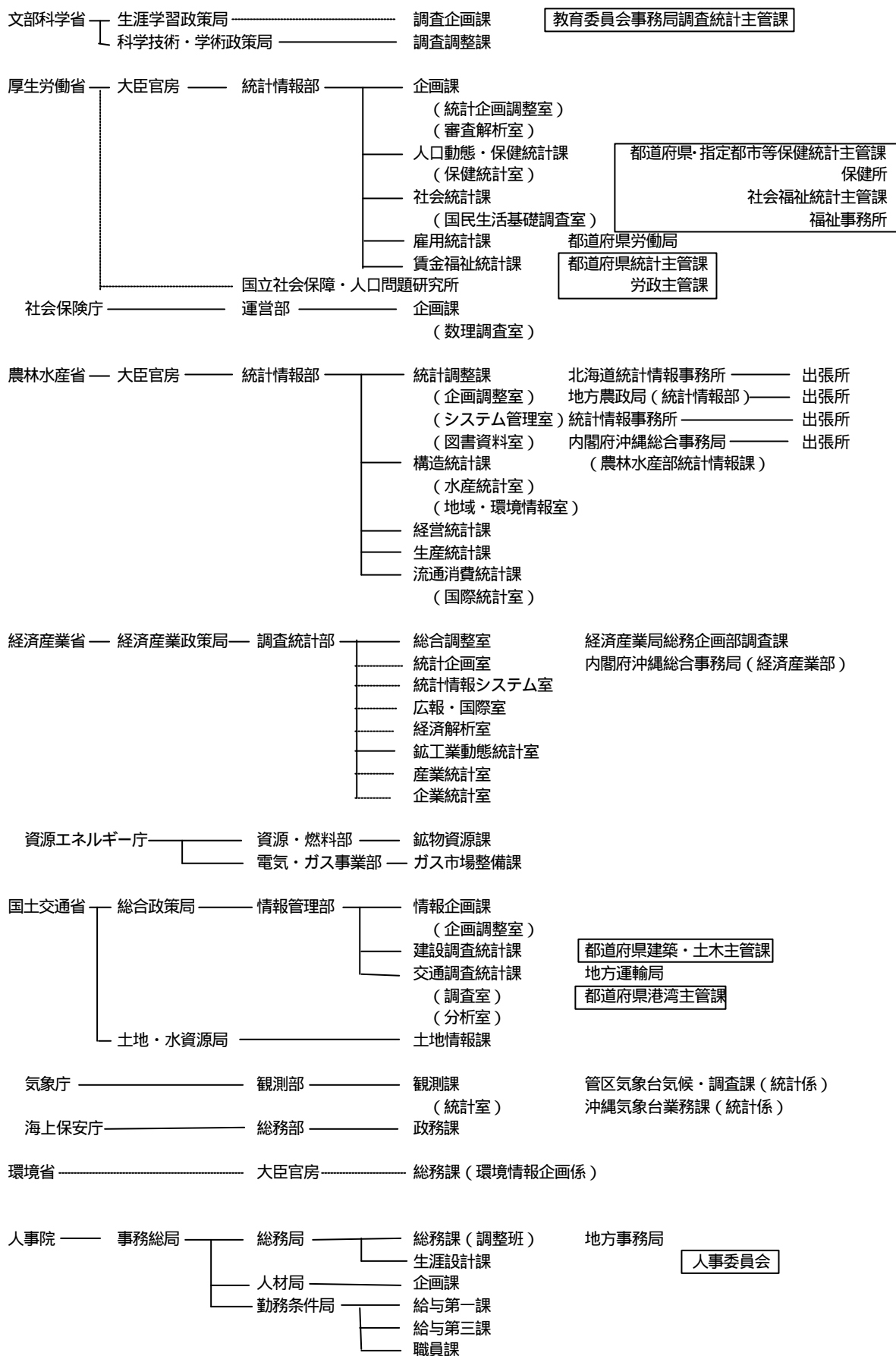
- 届出統計調査の届出（統計法第 8 条） 届出を要する統計調査の範囲に関する政令
- 秘密の保護（同法第 14 条）
- 調査票の目的外使用の禁止（同法第 15 条の 2）

出典：総務省資料

資料 3

国の統計機構一覧





注1) 統計事務を主管する局・部・課及び専ら統計事務を行う係等を有する課等について作成
 2) [] 内は、官職の定数
 3) 枠内は、地方公共団体の機関
 4) 平成15年4月1日現在で作成
 出典：総務省資料

資料 4

中央統計機構の仕組み

分散型と集中型

	分散型	集中型
仕組み	それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる。	統計を一元的に一つの機関（例えば中央統計局）に集中させる。
メリット	・行政ニーズに的確、迅速に対応することが可能 ・所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用できる。	・統計の専門性をより発揮しやすい。 ・統計の整合的な体系が図りやすい。
デメリット	・統計の相互比較性が軽視されやすい。 ・統計調査の重複や統計体系上の欠落を招きやすい。	・行政ニーズを的確、迅速に反映した統計調査が行われにくい。 ・所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用しにくい。
外国の例	アメリカ、イギリス、フランス	ドイツ、オーストラリア、カナダ、スウェーデン

○ 我が国は分散型統計機構

- ・各府省の所管行政と密接に関連する統計調査 …… 各府省が実施
- ・国勢の基本に関する統計調査 …… 総務省統計局統計調査部が実施

○ 分散型統計機構には調整機関が必要 …… 分散型の欠点を補い、その長所を発揮

- ・総合的な調整は、総務省統計局統計基準部が実施

出典：総務省資料

資料 5

男女共同参画会議における監視の実施方針

平成 13 年 10 月 3 日
男女共同参画会議決定

1. 本方針の目的

本方針は、男女共同参画会議が、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号。以下「基本法」という。）第 22 条に基づき、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視するに当たり、当面の基本的な実施方針を定めるものである。

2. 監視の目的

男女共同参画会議が行う監視は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、書面調査、説明聴取等により実態を的確に把握すること、内容及び進捗状況等について評価を行うこと、及び必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が着実かつ効果的に図られるよう促進することを目的とする。

3. 監視の対象

男女共同参画会議は、以下のものを対象として監視を実施する。

- (1) 「男女共同参画基本計画」(平成 12 年 12 月 12 日閣議決定。以下「基本計画」という。)に盛り込まれた施策の実施状況
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況

4. 監視の観点

男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、以下の観点から監視する。この場合、個々の施策の特性等に応じて、必要となる観点を適用するものとする。

- (1) 施策を具体化するための手段としてどのような事務事業を実施するのか。また、それらは基本法に示される基本理念や基本計画等に適合した内容となっているか。
- (2) 施策の実施による所期の効果が得られているか。また、施策の効果が適切に把握され、それを踏まえた施策の推進が図られているか。
- (3) 施策の効率的かつ効果的な実施方法が採られているか。(例えば、社会資源が有効に活用されているか、関連する分野における施策との連携の確

保や総合的な推進が図られているか、便益が及ぶべき者に便益が及んでいるか等)

- (4) 施策の実施(事務事業の企画立案及び実施を含む。)に当たり、国民への説明、関係者からの意見聴取等、透明性の確保や施策に対する国民の信頼と理解の確保のための手段が採られているか。
- (5) 施策の実施(事務事業の企画立案及び実施を含む。)に当たり、男性・女性双方のニーズの把握、なお現実存在する男女の社会における様々な立場の考慮など、男女共同参画社会の形成促進の視点がその運営方法に盛り込まれているか。

5. 基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、以下の区分により、計画的な監視を行う。

(1) 府省統一的な施策の実施状況の監視

広く政府全体としての取組が求められている施策(国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進、男女共同参画の視点に立った統計調査等の充実、国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進等)について、順次、各府省における実施状況を監視する。

(2) 各府省が複数又は単独で担当する施策の実施状況の監視

各府省が複数又は単独で担当する施策について、順次、関係府省における実施状況を監視する。

複数の府省(部局)が講ずる施策である場合又は関連する施策がある場合は、府省(部局)間又は施策間の連携が確保され、効率的な推進が図られているかという点に特に留意する。

なお、各府省において当該施策に係る政策評価が実施されている場合は、その結果を参考にするものとする。

6. その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議は、基本法第22条に基づき内閣総理大臣及び関係各大臣に述べた意見に係る施策等であって、閣議又は男女共同参画推進本部等において決定されたものについて、順次、その実施状況を監視する。

この場合、府省統一的な施策については5.(1)に準じ、各府省が複数又は単独で担当する施策については5.(2)に準ずることとする。

7. 監視の実施手順等

(1) 書面調査

男女共同参画会議は、5.及び6.に該当する施策の実施状況及び実施予定等について、基本法第12条に定める年次報告等、男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策に係る予算額調べその他の資料の活用により、毎年度定期的に、書面による調査を行う。内閣府男女共同参画局においては、関係各府省等と協力しつつ、監視に必要な情報を収集・整理する。

(2) 説明聴取

男女共同参画会議は、毎年度、重点的に監視する施策を定め、苦情処理・監視専門調査会（男女共同参画会議が特定の施策の実施状況の監視を行う専門調査会を別に指定する場合は、当該専門調査会）において関係各府省から説明を聴取する。

重点的に監視する施策については、原則として各年度の当初に定めることとするが、必要があると認めるときは随時定めることができる。

重点的に監視する施策を定めるに当たっては、次の施策を優先的に取り上げることとする。

ア．基本法第22条に基づく男女共同参画会議の意見等を踏まえ、必要な措置を早急に講ずることが求められている施策

イ．府省統一的な施策で、政府全体としての取組が求められているもの

(3) 評価及び意見

男女共同参画会議は、(1)及び(2)の結果に基づき、対象施策の実施状況について、4．に掲げる観点から評価を行い、その結果、必要と認めるときは、重要性、緊急性等も勘案し、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べることとする。さらに、男女共同参画社会の形成促進の観点から注目すべき内容又は運営方法を有する施策についても紹介するものとする。

なお、男女共同参画会議は、対象施策の効果の定量化による評価に努めることとするが、それが困難な場合においては定性的に評価するものとする。苦情処理・監視専門調査会等においては、対象施策の進捗状況等についての的確に評価を行うための手法に関する調査検討を大学、研究機関等における研究成果にも留意しつつ継続的に行う。

8. 雑則

(1) 男女共同参画会議は、本実施方針に基づき実施した監視の結果を公表する。また、男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について国民からの意見を随時受け付け、その後の監視活動の参考とし、必要に応じ見直しを行う。

(2) 本実施方針については、社会経済情勢の変化、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況、評価手法に係る知見の集積等を踏まえて、必要と認めるときは、見直しを行う。

男女共同参画会議議員名簿

平成 1 5 年 6 月 2 4 日現在

議長	福田 康夫	内閣官房長官
議員	片山 虎之助	総務大臣
同	森山 眞弓	法務大臣
同	川口 順子	外務大臣
同	塩川 正十郎	財務大臣
同	遠山 敦子	文部科学大臣
同	坂口 力	厚生労働大臣
同	亀井 善之	農林水産大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	扇 千景	国土交通大臣
同	鈴木 俊一	環境大臣
同	石破 茂	防衛庁長官
同	谷垣 禎一	国家公安委員会委員長
同	岩男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
同	内永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役員
同	神田 道子	東洋大学長
同	君和田 正夫	株式会社朝日新聞社代表取締役専務編集担当
同	住田 裕子	弁護士、獨協大学特任教授
同	橘木 俊詔	京都大学教授
同	林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
同	原 ひろ子	放送大学教授、お茶の水女子大学名誉教授
同	平山 征夫	新潟県知事
同	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
同	古橋 源六郎	財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長
同	山口 みつ子	財団法人市川房枝記念会常務理事

資料 7

苦情処理・監視専門調査会 委員名簿

平成 15 年 5 月 23 日
(50 音順、敬称略)

伊藤	陽一	法政大学教授
伊藤	るり	お茶の水女子大学教授
岡谷	恵子	(社)日本看護協会専務理事
鹿嶋	敬	日本経済新聞社編集委員
神田	道子	東洋大学長
桜井	陽子	(財)横浜市女性協会 横浜女性フォーラム副館長、 男女共同参画相談センター長
佐藤	博樹	東京大学教授
○庄司	洋子	立教大学教授
田中	由美子	国際協力事業団国際協力専門員
広岡	守穂	中央大学教授
深尾	凱子	ジャーナリスト、前埼玉短期大学教授
古橋	源六郎	(財)ソルト・サイエンス研究財団理事長
山口	みつ子	(財)市川房枝記念会常務理事
横田	洋三	中央大学教授

(会長： 印、会長代理：○印)

(男女共同参画会議議員： 印)

資料 8

苦情処理・監視専門調査会運営規則

平成 13 年 4 月 11 日

苦情処理・監視専門調査会

（調査会の運営）

第 1 条 苦情処理・監視専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、法令及び男女共同参画会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第 2 条 調査会は、会長が招集する。

（委員の欠席）

第 3 条 調査会に属する議員又は専門委員（以下「調査会委員」という。）が調査会を欠席する場合は、代理人を調査会に出席させ、又は他の調査会委員に議決権の行使を委任することはできない。

2 調査会を欠席する調査会委員は、会長を通じて、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 調査会は、会長が出席し、かつ、調査会委員の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。

2 議事は、出席した調査会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

（議事要旨）

第 5 条 会長は、調査会の終了後、速やかに、当該調査会の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第 6 条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、調査会に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

（会長代理）

第 7 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（雑則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。

苦情処理・監視専門調査会における審議状況（「情報の収集・整備・提供関係」）

（7月15日の男女共同参画会議において、「監視に関する平成14年度の活動方針」を決定）

第22回会合（平成14年10月17日開催）

- 平成14年度監視関係ヒアリング ・「情報の収集・整備・提供」（伊藤陽一委員）

第23回会合（平成14年11月18日開催）

- 平成14年度監視関係ヒアリング
 - ・利用者の立場からみた統計調査の在り方
（日本女子大学家政学部助教授 天野晴子氏、東洋学園大学人文学部専任講師 宮園久栄氏、東京大学社会科学研究所教授 大澤真理氏）

第24回会合（平成14年12月12日開催）

- 平成14年度監視関係ヒアリング
 - ・利用者の立場からみた統計調査の在り方（社団法人農村生活総合研究センター主任研究員 安倍澄子氏）
 - ・平成13年度社会生活基本調査の実施について（総務省）
 - ・無償労働の貨幣評価、介護・保育サテライト勘定の研究について（内閣府）

第25回会合（平成15年2月3日開催）

- 平成14年度監視
 - 「情報の収集・整備・提供」（統計調査等の実施状況について）

第26回会合（平成15年2月27日開催）

- 平成14年度監視関係ヒアリング
 - ・男女共同参画関係調査、世論調査（内閣府）
 - ・農林漁業関係統計の調査方法等（農林水産省）
 - ・統計部門の組織、企業の雇用管理制度の適用状況等に関する性別データ等（厚生労働省）
 - ・ジェンダー統計の整備等について（伊藤陽一委員）

第27回会合（平成15年3月6日開催）

- 平成14年度監視関係ヒアリング
 - ・統計基準部関連、家計統計について（総務省）
 - ・女性に対する暴力に関する調査について（内閣府）
 - ・雇用・労働分野のジェンダー統計の整備等について（佐藤委員）

第28回会合（平成15年5月26日開催）」

- 平成14年度監視報告取りまとめに向けた議論

第29回会合（平成15年6月13日開催）」

- 平成14年度監視報告取りまとめについて